

介護支援専門員の資格管理について

1 介護支援専門員の資格について

介護支援専門員として業務を行うには、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を受けている必要があります。

介護支援専門員証の有効期間は5年となっており、介護支援専門員として継続して従事するためには、有効期間満了までに所定の研修を受講・修了したうえで、専門員証の更新申請手続きを行う必要があります。

なお、介護支援専門員証の交付を受けず（有効期間満了含む）に介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合、介護支援専門員の登録消除（≡取消し）となります。

2 介護支援専門員の更新制の廃止等について

令和8年6月25日に「社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）」が公布され、更新制の廃止や研修の見直し等がされることとなりました。

なお、同法の施行は「法律の公布後1年6月以内に政令で定める日」とされておりますので、施行前に介護支援専門員証の有効期間が満了することのないよう、留意願います。

【見直しの概要】

- ①更新制の廃止（研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止）
- ②研修の在り方の見直し（定期的な研修について、柔軟に受講できるように見直し）
- ③事業者の役割の明確化（従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務）

<参考資料> R8.6.29「社会保障審議会介護保険部会（第135回）」

参考資料1 社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

3 介護支援専門員の登録や研修に係る情報について

介護支援専門員の登録や研修に係る情報は、以下の県ホームページに掲載しておりますので、適宜確認してください。

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/shichoson/kaigo/keamane_houmonkango_chiikikeahelpre.html

なお、メール（chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp）や電話（029-301-3321）で長寿福祉課介護基盤整備担当宛てお問い合わせいただくことも可能です。